

前略 まことに四十七日夜 嘉川より電報をこ
たたき、「太陽風文庫」を今月中に文庫とし
て発行するとの通^ト知を受けました。あまり
にも急な連絡であり、小生としては返事に窮
しておりましたが、一回考ふました結果、サ
はり下^ア承しきねる詰であります。一一にち知りせ
ぬい上げます。理由としましては、「太陽風
文庫」はすでに徳間書店と出版契約を交して
おり、三月五日発行予定で作業が進められて
おります。契約に至るまでの経緯および小生
の心境にござましても、文庫があればお知ら
せいたしかねますが、著者としては徳間文庫不^良
の発行を希望してこのことは一一に明記いたし

ます。

なお、徳間書店との契約にて、その内容の一
部につき小生がう説明する機会を感じます
ので、以下補足いたします。契約書には著作
物の独立的使用の項があり、「この間に」
小生がう「五十六年九月以後、早川文庫での
出版は二冊を妨げなし」とことを申し入れてお
ります。これは貴社・細井氏との口頭での約
束を尊重したものでです。

昨年十二月、細井氏が来宅されましたが、主
な用件は、氏が小生の文庫出版の担当者であ
ることの確認、および拙著「梅田池下オーディ
セイ」の発行が遅れることにについての事

情説明でした。その席上、「太陽風交点」を早川文庫に収録したりという話があり、一応アホの意を伝えてあります。なお、この時の話では、発行時期は五十六年秋頃であり、解説者は変更する二とに至っております。また出版権の独占等につきましては一切言をしておりません。

徳間書店との契約に当つては、二のような事情を十分に配慮したつもりですが、今回の貴兄の突然の連絡は、小生にとりましても二に不本意なものであります。了承しきゆるものであります。まず、小生の担当者が細井氏より貴兄に変うれたかどうか連絡を受けたうすが、二

の文書も、貴兄宛にするか適當なか迷う
のですが、「今月中に発行する」という連絡
に対する返事でするので、貴兄宛に書いており
ます。また、ましんは正式に出版契約を結ん
だ上での発行としても、著者校正がなく、著
丁、解説につりの相談がなく、たくなうとい
うのはどう考へても非常識であります。一方にも
不本意な形で発行された場合を考えますと、
たゞへんじ配になつております。

口頭での約束、電話による連絡の不手際など
から誤解が生じる一とを小生としはる配し
ており、また、勤務等の事情から連絡がとれ
にくい事態もあり、先日のご通知の件、文書



でお断り申上げる次第です。なお、今後、
(小生は昨年十月以来さうしていなるつもりで
すが) 同様の理由により、連絡は書面にてお
願いいたく、あわせてご連絡する次第です。

昭和五十六年二月十九日

大阪市大淀区田島崎五一五二二四一

四十七無限株式会社

今西清様

東京都千代田区神田多門二二二四二無限

この郵便物は昭和56年2月19日第号

書類内緒証明書便物として提出したことを証明します

大阪中央郵便局長



480H988